

B. 次に掲げた史料 a・b は、それぞれ民本主義について論じたものの一部である。

a 民本主義と云はるのは、要するに「君以百姓為本」の意でありて、君主が統治するのは歸する所、人民の幸福を増進するに在らねばならぬと云ふ帝王治国の根本義を指したるものである。(中略)此主義は、我が歴代の天皇が治国の精神とせられたる所でありて、古より人民を見て以て大宝おほみたらなりとせられ、「民の富めるは朕が富めるなり」と考えられ、「一人饑寒顧之責身」とまでに人民の疾苦を御一人の疾苦とせられ、「天下億兆一人も其所を得ざるときは皆朕が罪」と云ふ如き勿体なき勅語もある位である。(中略)民本主義の御精神は、上下一貫万代かわ渝らざる我が国体の精神なりと称ふべきである。

(「民本主義と民主主義」)

b 予は前段に於て、民本主義を定義して「一般民衆の利益幸福並びに其意嚮に重きを置くといふ政権運用上の方針である」と言うた。此定義は自ら二つの内容を我々に示す。一つは政権運用の目的即ち「政治の目的」が一般民衆の利福に在るといふことで、他は政権運用の方針の決定即ち「政策の決定」が一般民衆の意嚮に拠るといふことである。換言すれば、一は政治は一般民衆の為めに行はれねばならぬといふことで、二は政治は一般民衆の意嚮によつて行はれねばならぬといふことである。之れ実に民本主義の要求する二大綱領である。

(「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」)

問 6. 史料 a の著者と憲法学説をめぐる論争を行い、後に『憲法撮要』などの著作が発売禁止処分を受けた学者の姓名を記せ。

問 7. 史料 b の著者の姓名を記せ。

問 8. 史料 b に書かれている民本主義の特徴について、史料 a と比較しつつ、135 字以内で説明せよ。